

千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会設置要領

令和4年6月1日制定

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条に規定された、千葉県地域福祉支援計画の策定及び進行管理をするため、千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(委員)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(組織)

第3条 協議会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会の議事を進行する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、健康福祉部健康福祉政策課長が委員を招集し開催する。

2 健康福祉部健康福祉政策課長は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会には、必要と認める事案について、検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの設置及び運営については別に定める。

(報酬等)

第6条 委員の報酬は無報酬とする。

2 委員が協議会及びワーキンググループに出席した場合には、県の規定により旅費を支給するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。